

有価証券報告書の作成・提出に際しての留意事項について

(平成 23 年3月期版)

平成 23 年3月期における有価証券報告書の記載事項については、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等(以下「財務諸表等規則等」といいます。)並びに企業内容等の開示に関する内閣府令(以下「開示府令」といいます。)等が改正されていますので、以下の事項に留意の上、作成・提出をお願いします。

(注) 法令又は会計基準の用語等については、略して記載している場合があります。

1. 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等の公表を踏まえた連結財務諸表規則等の改正

平成 20 年 3 月に「セグメント情報等の開示に関する会計基準」が公表され、セグメント情報を開示する方法としてマネジメント・アプローチが採用されたことに伴い、連結ベースのセグメント情報の注記規定及び様式の全面的な改正等が行われ、平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度より適用されることとなりました。

この改正は、財務諸表利用者が経営者の視点で企業を見ることにより、経営者の行動を予測し、その予測を企業の将来キャッシュ・フローの評価に反映させることが可能となることを目的とした会計基準の変更に伴うものであり、セグメント情報の注記に当たっては、これまでの事業の種類別等による区分から、経営者が経営上の意思決定を行い、業績を評価するために分別した事業の構成単位に基づいて区分を行う必要があります。

注記事項としては、

(i) セグメント情報

- ・ 報告セグメントの概要
- ・ 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額及びこれらの金額の算定方法
- ・ 上記に掲げる金額の項目ごとの合計額と当該項目に相当する科目ごとの貸借対照表計上額又は損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

(ii) 関連情報

- ・ 製品及びサービスごとの情報
- ・ 地域ごとの情報
- ・ 主要な顧客ごとの情報

() 報告セグメントごとの固定資産の減損損失、のれんの償却額及び未償却残高並びに負ののれん発生益の金額

の注記が必要となります。

また、これに伴い、非財務情報に係る開示項目においても、新たなセグメント区分に

基づく開示が求められています。

具体的には、以下の開示項目について、従来、事業の種類別または所在地別セグメントに関連付けて記載することとされていた事項は、マネジメント・アプローチに基づき区分された新しいセグメント区分に関連付けて記載することとなります。

- (1) 事業の内容
- (2) 関係会社の状況
- (3) 従業員の状況
- (4) 業績等の概要
- (5) 生産、受注及び販売の状況
- (6) 研究開発活動
- (7) 設備投資等の概要
- (8) 主要な設備の概要
- (9) 設備の新設、除却等の計画

なお、(3)従業員の状況については、連結会社の状況のみならず、提出会社の従業員数についても、セグメント情報に関連付けて記載する必要がありますのでご留意下さい。

2. 「包括利益の表示に関する会計基準」の公表等に伴う連結財務諸表規則等の改正

平成 22 年 6 月に「包括利益の表示に関する会計基準」等が公表されたことを踏まえ、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を表示する形式（2 計算書方式）並びに当期純利益及び包括利益を 1 つの計算書（連結損益及び包括利益計算書）で表示する形式（1 計算書方式）に関する規定を新設する連結財務諸表規則等の改正が行われました。

新設された連結包括利益計算書は、少数株主損益調整前当期純利益（損失）、その他の包括利益及び包括利益に分類して記載することとされております。なお、1 計算書方式の場合における連結損益及び包括利益計算書の様式については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（連結財務諸表規則ガイドライン）で示しております。

また、その他の包括利益は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定の各区分を示す名称を付した科目のほか、その他の包括利益として計上することが適当であると認められるものは、当該項目を示す名称を付した科目で掲記する必要があります。

この改正に伴い、有価証券報告書の「主要な経営指標等の推移」においても、包括利益を記載することとしております。

3. 「資産除去債務に関する会計基準」等の公表に伴う財務諸表等規則等の改正

平成 20 年 3 月に「資産除去債務に関する会計基準」が公表されたことに伴い、資産除去債務に関する注記に係る規定の新設などの財務諸表等規則等の改正を行って

ましたが、平成 22 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度より適用されることとなりました。

資産除去債務の定義は、「有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用において生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準じるものをいう。」とされており、注記に当たっては、それぞれの資産除去債務の区分に応じた事項の記載が必要です。

具体的には、

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

- ・ 資産除去債務の概要
- ・ 資産除去債務の金額の算定方法
- ・ 当事業年度における資産除去債務の総額の増減
- ・ 資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額

(2) (1)以外の資産除去債務

- ・ 当該資産除去債務の金額を合理的に見積もることができないため貸借対照表に計上していない旨、その理由及び当該資産除去債務の概要

について、注記を行う必要がありますのでご留意下さい。

4. 「企業結合に関する会計基準」等の改正を踏まえた連結財務諸表規則等の改正

平成 20 年 12 月に「企業結合に関する会計基準」が改正されたことを踏まえ、持分プーング法に関連する定義規定の削除及び企業結合に関する注記規定の改正等の財務諸表等規則等の改正を行っておりましたが、平成 22 年 4 月 1 日以降開始する事業年度より適用されることとなりました。

ご留意いただきたい事項は次のとおりです。

(1) 取得による企業結合が行われた場合の注記

財務諸表等規則において注記することを求めている「企業結合の概要」には次の項目が含まれます。

- ・ 取得企業の名称及び事業の内容（事業を取得した場合は、相手先企業の名称及び事業の内容）
- ・ 企業結合を行った主な理由
- ・ 企業結合日
- ・ 企業結合の法的形式
- ・ 結合後企業の名称
- ・ 取得した議決権比率
- ・ 取得企業を決定するに至った主な根拠

(2) 共通支配下の取引等の注記

財務諸表等規則において注記することを求めている「取引の概要」には次の項目が含まれます。

- ・ 結合当事企業又は対象となった事業の名称及び当該事業の内容
- ・ 企業結合日
- ・ 企業結合の法的形式
- ・ 結合後企業の名称
- ・ その他取引の概要に関する事項（取引の目的を含む。）

なお、事業分離における分離先企業の注記事項である「取引の概要」にも同様の項目が含まれます。

(3) 共同支配企業形成の注記

財務諸表等規則において注記することを求めている事項のうち、「取引の概要」には以下の項目が含まれます。

- ・ 結合当事企業又は対象となった事業の名称及び当該事業の内容
- ・ 企業結合日
- ・ 企業結合の法的形式
- ・ 結合後企業の名称
- ・ その他取引の概要に関する事項（取引の目的を含む。）
- ・ 共同支配企業の形成と判断した理由

(4) 事業分離における分離元企業の注記

財務諸表等規則において注記することを求めている「事業分離の概要」には以下の項目が含まれます。

- ・ 分離先企業の名称
- ・ 分離した事業の内容
- ・ 事業分離を行った主な理由
- ・ 事業分離日
- ・ その他取引の概要に関する事項（法的形式を含む。）

5. 株式保有の状況に関する企業内容等の開示に関する内閣府令の改正(経過措置終了)

昨年、株式保有の状況の開示として銘柄名、具体的な保有目的等の開示を求める旨の改正を行い、施行に当たり一定期間の経過措置を設けておりました。本年 3 月期の有価証券報告書より、当該経過措置の期間が終了し、以下のように開示内容が変更されます。

(注) 以下については、一般の上場会社（銀行・保険会社以外の会社）の場合の開示内容となります。

- (1) 政策投資目的の投資株式について
- (i) 最近事業年度の株式保有状況において開示すべき銘柄の中に、提出会社が信託契約その他の契約または法律上の規定に基づき株主として議決権の行使を指図する権限を有する株式である「みなし保有株式」が含まれることとなります。
 - (ii) 開示すべき銘柄は、投資株式の貸借対照表計上額が資本金額の1%を超えるすべての銘柄です。
ただし、資本金額の1%を越える銘柄が30銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の大きい順に30銘柄が対象となります（この30銘柄中、みなし保有株式の数が11以上となる場合には、みなし保有株式については10銘柄、みなし保有株式以外の政策投資目的の株式（以下「特定保有株式」といいます。）については20銘柄とし、特定保有株式の数が20銘柄に満たない場合には、30から当該投資株式の数を引いた数が開示すべきみなし保有株式の数となります。）。
 - (iii) これらの銘柄について、銘柄、株式数、貸借対照表計上額を特定保有株式、みなし保有株式の区分ごとに記載するとともに、銘柄ごとに保有目的（みなし保有株式は、当該株式についての議決権行使権限その他提出会社が有する権限）について具体的に記載することになります。
- (2) 提出会社が持株会社の場合
- (i) 提出会社が持株会社の場合には、提出会社及び連結子会社の中で、最近事業年度における投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社（以下「最大保有会社」といいます。）についての株式保有状況を記載することとなります。
 - (ii) 最大保有会社の投資株式の貸借対照表計上額が、連結投資有価証券に区分される株式の連結貸借対照表計上額の3分の2以下である場合には、最大保有会社及びその次に投資株式の貸借対照表計上額が大きい会社の株式保有の状況を会社ごとに区分して記載する必要があります。
 - (iii) (ii)において、最大保有会社以外の会社の株式保有の状況については、投資株式の貸借対照表計上額が資本金額の1%を超えるもの（資本金額の1%を越える銘柄が10銘柄に満たない場合には、貸借対照表計上額の大きい順に10銘柄）を開示することとなります。

6. その他

(1) 東日本大震災による提出遅延

東日本大震災により、本来の提出期限までに有価証券報告書の提出ができない会社については、特例措置として提出期限を延長するための政令が制定され、9月末までに提出すればよいこととされています。

この「東日本大震災により」とは、本社が被災した場合のみならず、支店・

工場や重要な取引先の被災により決算作業が困難となった場合など、間接的な影響によるものを含みます。

(2) 会計基準等の適用について

上記1～6に示した会計基準以外に、「持分法に関する会計基準」、「棚卸資産の評価に関する会計基準」が適用になっているため、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する記載、及び重要な会計方針の変更に関する記載が必要な場合があるので、留意が必要です。

(3) 重点審査について

本事務年度における重点審査については、震災の影響も考慮して、全企業に対するアンケート方式から、無作為に抽出した企業に対する質問・ヒアリング方式により実施します。

審査項目は上記記載の各項目、及び財務諸表に重大な影響を及ぼす恐れのある評価・見積りを伴う項目（例えば繰延税金資産の回収可能性判断や関係会社株式の評価）といたします。

審査に当たっては、所管の財務局より、具体的な質問事項をお送りさせていただくこともあるかと存じますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上